

三重県食品の自主衛生管理認定制度実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、食品関係事業者の自主的な衛生管理の向上を支援するとともに、HACCP手法に基づく衛生管理を普及することにより、食品の製造等における自主衛生管理を促進することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱における定義は次のとおりとする。

- 一 衛生管理向上プログラム
一般衛生管理向上の取組
- 二 衛生管理向上プログラム終了施設
一の取組みを終了した施設
- 三 HACCP手法認定プログラム
二の施設のうち、HACCP手法を取り入れた自主衛生管理に向けた取組
- 四 HACCP手法認定施設
三の取組みを達成し、HACCP手法による自主衛生管理が認められた施設

(プログラムの実施時期)

第3 三重県食品の自主衛生管理認定制度（以下、本制度という。）に係る実施期間は次のとおりとする。

- 一 本制度への取組参加申請書及び取組継続申請書の提出について
令和元年6月までとする。
 - 二 衛生管理向上プログラムの確認申請書及びHACCP手法取組認定申請書の提出について
令和2年6月までとする。
 - 三 衛生管理向上プログラムの確認申請書の提出に伴う保健所による確認及びHACCP手法認定申請書の提出に伴う知事による確認について
令和3年3月までとする。
- 2 第3の1の規定にかかわらず、既に衛生管理向上プログラム終了施設及びHACCP手法認定施設として確認または認定を受けた施設については、本要綱の規定により取り扱うものとする。

(対象施設)

第4 対象施設は、次に掲げる三重県内（四日市市は除く）の施設とする。ただし、食品衛生法第13条に基づく総合衛生管理製造過程承認施設は除く

- 一 食品衛生法第52条に規定する許可施設のうち別表1に定める施設（許可施設）
- 二 三重県食品衛生規則第5条第1項に規定する食品等を製造する施設（食品等製造施設）
- 三 三重県HACCP手法導入認定制度に取り組んでいた施設

(制度への参加)

- 第5 この要綱に定める制度に参加する事業者は、取組参加申請書（様式第1号）を保健所長へ提出するものとする。ただし、次に定める事業者の申請は認めないものとする。
- 一 第11に規定する認定の取り消しを受けた者
 - 二 知事が適当でない判断した者
- 2 保健所長は、取組参加申請書を審査し、適当と認めた場合は取組参加承認証を交付するものとする。
- 3 三重県HACCP手法導入認定制度に取り組んでいた事業者は、取組継続申請書（様式第2号）を、ステップ1から3に取り組んでいた事業者は保健所長へ、ステップ4から6に取り組んでいた事業者は知事へ提出することにより、別表2に定めた段階に応じて、取組みを継続することができる。

(衛生管理向上プログラムの取組)

- 第6 基準表1(1)から(3)（別表3）に基づき自主衛生管理に取組み、自己採点を行い90点以上に達した事業者は、確認申請書（様式第3号）を保健所長に提出することができる。
- 2 保健所長は、前項の申請に基づき、自己採点の妥当性を確認するものとする。
- 3 保健所長は、前項の結果、自己採点が妥当であると認めた施設に対して、衛生管理向上プログラム終了証（様式第4号）を交付する。

(HACCP手法認定プログラムの取組)

- 第7 衛生管理向上プログラム終了証の交付を受けた事業者は、HACCPの手法を用いた自主衛生管理制度に参加することができる。
- ただし、仕出し・弁当屋以外の飲食店営業は除く
- 2 参加を希望する事業者は、HACCP手法取組申請書（様式第5号）を知事に提出するものとする。
- 3 知事は、HACCP手法取組申請書を審査し、適当と認めた場合は取組参加承認証を交付するものとする。
- 4 基準表2（別表4）に基づき取組み、自己採点により90点以上に達した事業者は、基準表3に取組むことができる。

(認定)

- 第8 基準表3（別表5）に基づき取組み、自己採点を行い90点以上に達した事業者は、認定申請書（様式第6号）を知事に提出することができる。
- 2 知事は、前項の申請に基づき、自己採点の妥当性を確認するものとする。
- 3 知事は、次に定める委員で構成する審査会に対して、前項の認定申請のあった事業者の認定について意見を求めることができる。
- 一 食品安全課長
 - 二 認定対象施設を所管する衛生指導課長
 - 三 一般社団法人 三重県食品衛生協会事務局長
- 4 知事は、前項の審査の結果、自己採点が妥当であると認めた施設に対して、認

定証（様式第7号）を交付する。

- 5 三重県HACCP手法導入認定制度で認定を受けていた事業者は、取組継続申請書（様式第2号）を知事に提出することにより、認定証の交付を受けることができる。

（定期審査）

第9 保健所長は、第5に規定する確認を受けた施設に対して、必要に応じて取り組み状況を確認することができる。

2 保健所長は、前項の確認の結果、基準表1を満たしていない事業者及び施設に対して、期限を定めて改善を指示することができる。

3 知事は、第7に規定する認定を受けた施設に対して、定期的に審査を行うものとする。

4 知事は、前項の審査の結果、基準表1、2、3を満たしていない事業者及び施設に対して、期限を定めて改善を指示することができる。

（終了証の返納）

第10 保健所長は、第9の2の規定による改善の指示の結果、改善が認められない場合は、衛生管理向上プログラム終了証の返納を求めることができる。

（認定の取消し）

第11 知事は、第8に規定する認定を受けた事業者及び施設について、次の場合は認定を取り消すことができる。

- 一 第9の4に規定する改善が認められないとき。
- 二 食品衛生法等に関する重大な違反があったとき。
- 三 事業者が廃業したとき。

2 前項に規定する認定を取り消された事業者は、認定証を速やかに返却しなければならない。

（取り下げ、廃業及び変更）

第12 本制度に係る取組の取り下げ、事業の廃業及び屋号等の変更を行う事業者は、様式第8号により衛生管理向上プログラム取組施設は保健所長あて、HACCP手法認定プログラム取組施設は知事あてに届出を行うものとする。

（事務）

第13 この事務は、食品安全課長が行うものとする。

（その他）

第14 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則 （平成23年3月30日 健福第06-4168号）

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則 （平成24年3月30日 健福第06-4305号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則 （令和元年5月17日医保第05-4039号）

この要領は、令和元年5月17日から施行する。

別表 1

1 食品製造業

- (1) 飲食店営業（仕出屋・弁当屋に限る）
- (2) 菓子製造業（自動車営業を除く）
- (3) あん類製造業
- (4) アイスクリーム類製造業（ソフトクリームを除く）
- (5) 乳処理業
- (6) 乳製品製造業
- (7) 食肉処理業
- (8) 食肉製品製造業
- (9) 魚肉ねり製品製造業
- (10) 食品の冷凍又は冷蔵業（倉庫業を除く）
- (11) 清涼飲料水製造業
- (12) 乳酸菌飲料製造業
- (13) 冰雪製造業
- (14) 食用油脂製造業
- (15) マーガリン又はショートニング製造業
- (16) みそ製造業
- (17) 醤油製造業
- (18) ソース類製造業
- (19) 酒類製造業
- (20) 豆腐製造業
- (21) 納豆製造業
- (22) めん類製造業
- (23) そうざい製造業
- (24) 缶詰又は瓶詰食品製造業
- (25) 添加物製造業

2 飲食店営業

- (1) 飲食店営業（仕出屋・弁当屋を除く）

別表 2

三重県HACCP手法導入認定制度	食品の自主衛生管理認定制度
ステップ 1	基準表 1 から取組
ステップ 2	
ステップ 3	
ステップ 4	基準表 2 から取組
ステップ 5	基準表 3 から取組
ステップ 6	認定申請可
認定施設	認定継続

基準表
<別添>

様式第1号

取組参加申請書

年 月 日

保健所長 へ

住 所

氏 名

(法人の場合は代表者の氏名も)

電 話

印

三重県食品の自主衛生管理認定制度に参加しますので、下記のとおり申請します。

記

1 施設名

2 施設所在地

3 業 種

4 主な製造品目

5 添付書類

営業許可証又は食品製造業届出証の写し

仕出し・弁当屋以外の飲食店営業の場合は、衛生管理向上プログラムの取組みまでとなります。

----- 取組参加承認証 -----

様

三重県食品の自主衛生管理認定制度への参加を承認します。

年 月 日

三重県

保健所長

印

様式第2号

取組継続申請書

年 月 日

保健所長 へ

住 所
氏 名 印
(法人の場合は代表者の氏名も)
電 話

三重県食品の自主衛生管理認定制度に継続して参加しますので、下記のとおり申請します。

記

- 1 施設名
- 2 施設所在地
- 3 業 種
- 4 主な製造品目
- 5 三重県HACCP手法導入認定制度で取組んでいたステップ
- 6 添付書類
確認書又は認定証の写し
(三重県HACCP手法導入認定制度でステップ1～3に取組んでいた場合は必要ありません)

三重県HACCP手法導入認定施設には、新たに認定証を交付します。

様式第3号

確 認 申 請 書

年 月 日

保健所長 へ

住 所

氏 名

(法人の場合は代表者の氏名も)

電 話

印

三重県食品の自主衛生管理認定制度要綱第5に基づき、衛生管理向上プログラム終了の確認を申請します。

記

- 1 施設名
- 2 施設所在地
- 3 業種
- 4 添付文書
基準表1
- 5 三重県ホームページ上での公表について
同意する・同意しない

衛生管理向上プログラム終了証

確認番号 第 号

業種

申請者

施設名

施設所在地

上記の施設は、三重県食品の自主衛生管理認定制度に参加し、衛生管理の向上に取組み、衛生管理向上プログラムを終了した施設であることを認めます。

年 月 日

〇〇保健所長 〇〇 〇〇

本証に有効期限はありませんが、定期審査の結果によっては返納を求める場合があります。
営業許可更新時には本証を提示してください。（HACCP手法認定施設及び三重県食品衛生規則第5条第1項に規定する食品等を製造する施設を除く）

様式第5号

H A C C P 手法取組申請書

年 月 日

三重県知事 へ

住 所
氏 名 印
(法人の場合は代表者の氏名も)
電 話

三重県食品の自主衛生管理認定制度要綱第6に基づき、H A C C P の手法を用いた自主衛生管理に取り組みますので、下記のとおり申請します。

記

- 1 施設名
- 2 施設所在地
- 3 業種
- 4 添付文書
基準表1の写し、報告書の写し、終了証写し

----- H A C C P 手法取組参加承認証 -----

様

三重県食品の自主衛生管理認定制度に基づく、H A C C P 手法への取組を承認します。

年 月 日

三重県知事 印

様式第6号

認定申請書

年 月 日

三重県知事 へ

住 所
氏 名 印
(法人の場合は代表者の氏名も)
電 話

三重県食品の自主衛生管理認定制度要綱第7に規定する認定を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 施設名
- 2 施設所在地
- 3 添付書類
 - (1) 基準表1、2、3
 - (2) 製品説明書
 - (3) フローダイヤグラム
 - (4) 重要管理点整理表（記録様式添付）
 - (5) 一般的衛生管理マニュアル
 - (6) HACCP総括表

三重県食品の自主衛生管理認定制度 HACCP手法認定施設

認 定 証

認定番号 第 号

業 種

申 請 者

施 設 名

施設所在地

上記の施設は、三重県食品の自主衛生管理認定制度実施要綱第7の規定に基づく「HACCP手法認定施設」として認定します。

年 月 日

三重県知事 ○○ ○○

様式第8号

届出書

年 月 日

三重県知事 あて
保健所長 あて

住 所
氏 名 印
(法人の場合は代表者の氏名も)
電 話

三重県食品の自主衛生管理認定制度に係ることについて、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 施設名
- 2 施設所在地
- 3 業種
- 4 届出内容
 - (1) 取組の取り下げ
対象プログラム：
 - (2) 廃業（廃業日：
 - (3) 屋号等の変更
変更前：
変更後：